

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
薬剤業務支援システム一式
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

1 調達物品の背景及び目的

現在薬剤師の業務は病棟業務や医薬品安全管理等チーム医療の一角を担っているが、処方による正確な医薬品供給は依然として重要である。現行の広島市立安佐市民病院の薬剤部門にて使用している部門システムにおいては電子カルテシステムから調剤・注射オーダー情報と連携して、処方箋発行と医薬品の払出を行っている。

近年は病院での医薬品安全管理の観点から、ヒューマンエラーを防止するため調剤時の医薬品バーコードの使用や監査画像の導入、自動機器の使用などが提言されている。定数配置部門においても同様である。現在の安佐市民病院調剤システムにおいては、これらの導入はなされていない。

- ① 薬剤業務支援システムを更新し調剤機器の導入により調剤業務への業務軽減を図り、処方監査の精度の向上を図る
- ② 注射業務は薬剤師業務のなかでも大きな業務内容となっており、薬剤取り揃え業務の自動化を行い、薬剤師を中央業務での業務をさらに軽減し、注射鑑査業務を向上するために、注射薬払出システムを導入する。また定数配置薬を使用する機会が多いと想定される救急外来においては、注射配置薬リスクマネジメントシステムを導入し、ヒューマンエラーと搬送の軽減を図る。

注射薬払出システムは電子カルテからの処方・注射受付により一体となって動作するため、マスタ設定等を二重に管理すべきでないという観点から、同一ベンダによるシステムと機器導入を行いたい。

2 調達物品名及び構成内容

薬剤業務支援システム 一式

構成内訳

1 薬剤業務支援システム 一式

1	メインサーバー	1台
2	WEB・アプリサーバー	3台
3	注射薬リスクマネジメントシステムサーバー	1台
4	外付けハードディスク	2台
5	クライアント端末	7台
6	麻薬管理システム端末	1台
7	注射薬リスクマネジメントシステム管理端末	1台
8	モノクロレーザープリンタ	4台
9	ラベルプリンタ	5台
10	薬袋プリンタ	2台
11	ハンディ端末	10台
12	抗がん剤調製支援システム	2式
13	薬剤業務支援システムソフトウェア	一式
14	麻薬管理システムソフトウェア	一式
15	医薬品情報データベース	一式

2 調剤機器 一式

1	全自動錠剤分包機	1台
2	全自動散薬分包機	2台
3	散薬鑑査システム	1台
4	一包化錠剤仕分け装置	1台

3 注射薬自動払出システム 2式

1	注射薬自動払出システム	一式
2	供給リフター	2台
3	注射薬払出機	2台
4	特殊薬払出装置	2台
5	ラベル・注射せんプリンタユニット	2台

6	リライトカード装置付き排出リフター	2台
7	積上げリフター	2台
8	注射カート	40台
9	トレイ台車	77台
10	4分割トレイ	1540個
11	注射制御端末	2台
12	注射薬リスクマネジメントシステム	1式

※ 上記の他、搬入・据付・配線・電子カルテシステムとの接続（接続に要する経費を含む。）調整等を含む。

3 技術的要件の概要

- (1) 本調達物件に係る性能、機能および技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立安佐市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係る技術仕様書に対する提案やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。

4 その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ① 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - ② 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する留意事項
 - ① 提案に際しては、提案された装置が本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。
従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」
「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。
 - ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
 - ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合がある。